

令和2年5月14日

監理団体 各位

外国人技能実習機構
監理団体部長
技能実習部長

技能実習生に係る特別定額給付金の確実な受給に関する依頼について

外国人技能実習制度の適正な運用につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」により、家計への支援として、本年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている者に対し、1人当たり10万円を給付する特別定額給付金（以下「給付金」といいます。）が支給されることとなりました。

本給付金は外国人であっても、令和2年4月27日に住民基本台帳に記録されている者であれば給付の対象となり、技能実習生も同様に給付の対象となります。

つきましては、下記の点にご留意の上、希望する技能実習生が確実に給付金を受給できるよう、必要な支援等を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 特別定額給付金の周知について

監理団体は、給付金の概要や、申請者自らが居住する市区町村に申請する必要があること、申請期限（各市区町村で郵送による申請受付が開始された日から3か月以内）があること等、給付金の申請に関する事項について、実習実施者及び技能実習生に周知を図ってください。なお、周知に当たっては多言語化された給付金のリーフレット（添付のもの。外国人技能実習機構HPにて掲載済み。）をご活用いただくとともに、母国の在京大使館等が発信するSNS（Facebook等）も確認するよう技能実習生へお伝えください。

2 申請手続について

- (1) 給付金の申請に当たっては、あらかじめ申請者の名前が印刷された申請書が、市区町村から申請・受給権者である技能実習生宛てに郵送されますので、監理団体は、これらが技能実習生本人の元に確実に届くようご配慮をお願いします。具体的には、技能実習生が居住する寮の郵便受けに技能実習生各自の名前を記載することに加えて、申請書を技能実習生各自が受け取ったかを適宜ご確認いただくとともに、申請書が郵送されないなどの場合は、市区町村へ問い合わせるなどの支援をお願いします。
- (2) 申請書を受け取った技能実習生は、振込先口座番号などの必要事項を記入し、本人確認書類及び振込先口座の確認書類（いずれも写し等で可）を市区町村に郵送する必要がある

ありますので、申請から受給までの一連の流れの説明、申請書の記入や確認書類の写しの準備、ポストへの投函などについて支援をお願いします。

- (3) 給付金の振込先口座は、必ず技能実習生名義のものとし、技能実習生本人が直接給付金を受け取ることができるようにしてください。

技能実習生が振込先口座を持っていない、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる等、真にやむを得ない場合には、市区町村の窓口での給付が可能とされています。詳しくは、技能実習生の住民基本台帳への登録がある市区町村へお尋ねください。

お尋ねの結果、給付可能な場合は、振込先口座がなくても給付を受けられることを技能実習生へ説明してください。そして、給付を受けるためには、市区町村の窓口で、申請書の提出とともに本人確認書類を提示する必要がありますので、技能実習生を車で連れて行くなど本手続に係る支援をお願いします。

- (4) 申請には期限が設定されているため、期限を確認の上、技能実習生に伝えるとともに、申請書、本人確認書類の準備にかかる時間も勘案して、技能実習生への支援をお願いします。
- (5) 申請書の不備等に関する補正の連絡が技能実習生本人に届く場合があるため、連絡の見落としが発生しないよう、技能実習生への確認等をお願いします。
- (6) 給付金は監理団体や実習実施者の長等が代理人として申請を行うことが認められる場合があります。詳しくは技能実習生の住民基本台帳への記録がある市区町村にお尋ねください。代理申請とする場合であっても、技能実習生本人に給付金が渡されるようにしてください。
- (7) 申請後、「自分だけ振り込まれない」などの相談が技能実習生からあった場合には、技能実習生が市区町村へ問い合わせるなどの支援をお願いします。

3 その他

申請手続を手伝うと言って口座番号等を聞き出して給付金を不正に受給しようとするなどの詐欺に関する注意喚起がなされていますので、技能実習生に対し、よく知らない者から口座番号等を聞かれた場合には注意するよう伝えてください。

(参考) 総務省特別定額給付金ポータルサイト URL

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html>

(添付) 特別定額給付金のご案内 (同ホームページ)

(日本語、英語、中国語簡体字、中国語繁体字、韓国語、ベトナム語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タイ語)

特別定額給付金のご案内

お一人、10万円の給付です。

申請手続きで皆様が記載する事項を最小限にしています。

誰に？

令和2年4月27日現在で住民基本台帳に記録されている方

いつから？

申請の受付開始日は市区町村ごとに決定し、

できるだけ早く申請書を郵送します。

申請は受付開始日から3か月以内に行ってください。

どうやって申し込む？

市区町村が申請書に皆様の氏名や生年月日を記載し、郵送します。
感染拡大防止のため、郵送やオンラインでの申請をお願いします。

郵送申請

申請書に振込先口座などを記入して、
必要書類とともに市区町村に返送ください。

オンライン
申請

マイナンバーカードをお持ちの方は、
マイナポータルサイトからオンラインで申請できます。

- 世帯ごとに、記入いただいた口座に振り込みます。
- 口座をお持ちでない方は、必要書類を持って市区町村の窓口にお越しください。窓口で給付します。

▶詳しくは、以下のURLまたはQRコードから

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

▶お問合せ先は、こちら（特別定額給付金コールセンター）

0120-260020

（フリーダイヤル 応答時間帯：5/2以降平日、休日問わず9:00~18:30）

03-5638-5855（応答時間帯：5/1まで、平日9:00~18:30）



サギ（詐欺）に注意！！

「手伝う」とかたって、皆様の大事な財産を奪おうとする者がいます。
給付金に関連して、国や市区町村が以下のようなことをすることは
【絶対に】ありません。

- 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込みを求めること

不審なメールは、URLをクリックしたり、添付ファイルを開かないでください。

「怪しいな？」と思ったら遠慮なくご相談ください

▶お住まいの市区町村

▶お近くの警察署

▶警察相談専用電話「#9110」

▶消費者ホットライン「188」
（局番なしの3桁）

▶新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン
「0120-213-188」（5/1以降）

よくあるご質問

マイナンバーカードがないとオンライン申請はできませんか？

オンライン申請にはマイナンバーカードが必要です。
マイナンバーカードをお持ちでない方は郵送申請をお願いします。

DV被害で、住んでいる市区町村と住民票の市区町村が異なります。 どうすればいいですか？

給付を受けるため、できる限り早く、今お住まいの市区町村に、DVなどを理由に避難していることを申し出て、確認を受けてください。
詳しくは、その市区町村におたずねください。

外国人にも給付されますか？

令和2年4月27日現在の住民基本台帳に記録されている方なら外国人の方にも給付されます。
なお、外国人の方のうち、短期滞在者と不法滞在者は住民基本台帳に記録されていないため、給付されません。

申請書以外に準備すべき書類はありますか？

申請方式により、以下の書類が必要となります。

郵送方式

①本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し

②振込先口座確認書類

金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し
(水道料引き落とし等に使用している受給権者名義の口座である場合には不要)

オンライン 申請方式

②振込先口座確認書類

※マイナンバーカードを持っている方は、電子署名により本人確認を実施するので、①本人確認書類は不要です。

詳しくはこちら

特別定額給付金
コールセンター

0120-260020

(5月2日以降)

03-5638-5855 (5月1日まで)



首相官邸

Prime Minister's Office of Japan



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

Guide to the Special Cash Payments

The benefit will be **100,000 yen per person.**

The information required for the application is kept to a minimum.

Who ?

Those who are registered with Basic Resident Registration System as of **April 27, 2020**

When ?

The start date for accepting applications will be decided by each municipality, and the application forms will be sent as soon as possible. Please apply within three months of the date of the start of applications.

How can I apply?

The municipalities will send an application form by mail with your name and date of birth printed. In order to prevent spread of COVID-19 infection, please apply by mail or online.

Postal applications

Fill in the form with relevant information such as the account number for the transfer, and send it along with necessary documents to your municipality.

Online applications

If you have a **My Number Card**, you can **apply online** from the **MynaPortal website**.

- The payment will be transferred to the bank account for each household.
- If you do not have a bank account, please take the necessary documents to the counter at your municipal office. The benefit will be paid at the counter.

▶ For more details, see the URL below or scan the QR code
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html



▶ Enquiries (Special Fixed-sum Cash Benefit Program Call Center)

0120-260020 (Toll-free call, lines open on weekdays and weekends from May 2, 09:00 to 18:30)

03-5638-5855 (lines open on weekdays until May 1, 09:00 to 18:30)

Stop Fraud!!

There are people who will try to steal your precious assets by offering "to help."

The government and municipalities will

NEVER do any of the below:

- Ask you to use an ATM
 - Request service charges related to the benefit payment
- Do not click on any URLs on suspicious e-mails, or open any attached files.

Please feel free to contact if you find anything suspicious.

- ▶ The municipality you live in
- ▶ The nearest police station
- ▶ Consumer hotline on cash benefit programs for COVID-19 [0120-213-188] (From May 1)
- ▶ Consumer hotline: 188 (Three digits without the area code)
- ▶ Designated police consultation phone number: #9110

FAQs

Can I apply online without a My Number Card?

You will need a My Number Card to apply online. If you do not have a My Number Card, please apply by mail.

I live in a municipality different from that on my residence registry as I am a victim of domestic violence. What should I do?

In order to receive the benefit, please contact as soon as possible to the municipality of your current residence and explain that you are taking shelter there from domestic violence or other reason so that the municipality can verify .

Please ask your municipality for more details.

Are foreigners eligible for the benefit?

Foreigners registered with Basic Resident Registration System as of April 27, 2020, are eligible.

Please note that foreigners on short stays or illegal residents are not registered with Basic Resident Registration System and are not eligible.

Are there any documents to prepare other than the application form?

The following documents are necessary depending on the type of application.

Postal applications

(1) Identity verification documents

Copy of your My Number Card, driver's license, or health insurance card etc.

(2) Documents to verify the payment transfer account

Copy of a bankbook, cash card or printed screen of an online banking service which shows the name of financial institution, account number and the name of account holder
(These documents are not required if the account is held by the recipient and used for direct debit payments of water and other utility bills.)

Online applications

(2) Documents to verify the payment transfer account

* Identity will be verified through electronic signature for My Number Card holders, and the identity verification documents on (1) above are not required.

More details can be found here

Special Fixed-sum Cash Benefit Program Call Center

0120-260020

(from May 2 onwards)

03-5638-5855(until May 1)



首相官邸

Prime Minister's Office of Japan



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications